

令和 7 年度

犬山市水道水質検査計画書

犬山市都市整備部水道課

令和7年度水道水質検査計画書

令和7年2月
水道事業体等名: 犬山市水道事業

当水道事業では、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っているところです。

平成16年度から、水道法水質基準が改正されたことにより、水道法施行規則が改正され、水道事業者が実施しようとする水質検査の計画書をあらかじめ作成し、需要者に情報提供(公表)することが定められました。

当水道事業の水質検査計画の内容は、次のとおりです。

水質管理面から見た水道の概要	浄水場(配水場)系統水	10 系統																									
	使用水源	表流水(1箇所)、深井戸水(10井)、愛知県用水供給事業からの浄水																									
	主な浄水処理	表流水を凝集、沈殿、ろ過、井戸水を消毒して給水。一部系統は、バッキ処理																									
	自己検査の状況	水道法水質基準項目は、自己検査はできない。																									
	水質管理担当職員数	水質管理専門職員はいなく、施設管理職員が水質管理を含めて担当。(職員数4名)																									
水質管理上の留意事項	● 3本の使用井戸は以前トリクロエチンが水道法水質基準を超えて検出されたため、バッキ処理を行い、低減化のうえ、給水している。 ● 井戸によっては、Phが低いため、苛性ソーダを注入している。																										
水質検査基本方針	● 安全な水道水を供給するため、水道法施行規則の規定に従った回数の水質検査を行い、検査の省略が可能な項目についても、原則、3年に1回は検査を行う。 【水道法施行規則の規定】 <table><tr><td>回 数</td><td colspan="3">内 容</td></tr><tr><td>1箇月に1回以上</td><td colspan="3">9項目</td></tr><tr><td rowspan="4">3箇月に1回以上</td><td>低減不可</td><td colspan="2">12項目</td></tr><tr><td>基準値の2/10以下</td><td>1年に1回に低減化</td><td rowspan="3">28項目</td></tr><tr><td>基準値の1/10以下</td><td>3年に1回に低減化</td></tr><tr><td>基準値の5/10以下</td><td>水源状況等により省略可</td></tr><tr><td>1箇月に1回以上</td><td colspan="2">臭いの発生時期のみ月1回以上。省略可能。</td><td>2項目</td></tr></table> 定期及び臨時の検査(給水栓水で実施)以外に、原水についても、水道法水質基準項目について、年1回水質検査を行う。受水浄水については、受水地点で、供給側が検査を行うため、実施しない。				回 数	内 容			1箇月に1回以上	9項目			3箇月に1回以上	低減不可	12項目		基準値の2/10以下	1年に1回に低減化	28項目	基準値の1/10以下	3年に1回に低減化	基準値の5/10以下	水源状況等により省略可	1箇月に1回以上	臭いの発生時期のみ月1回以上。省略可能。		2項目
	回 数	内 容																									
	1箇月に1回以上	9項目																									
	3箇月に1回以上	低減不可	12項目																								
		基準値の2/10以下	1年に1回に低減化	28項目																							
		基準値の1/10以下	3年に1回に低減化																								
		基準値の5/10以下	水源状況等により省略可																								
	1箇月に1回以上	臭いの発生時期のみ月1回以上。省略可能。		2項目																							
	毎日検査の実施	● 色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を浄水場系統毎に、毎日、1回行う。 ● 検査は、土・日・祝祭日を含めて、(株)ウォーターエージェンシーに委託して行う。																									
	臨時の水質検査の実施	● 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、所要の水質検査を実施する。 ・実施項目 ア.毎月検査項目(9項目)<必ず実施> イ.その他必要とする項目																									
水質基準項目検査	● 水質基準項目に係る検査は、国土交通省登録検査機関に委託して行う。 ● 採水は、犬山市水道事業職員が立ち会い、検査機関職員が採水し、検査機関職員が水質検査所まで搬送し、検査を行う。																										
検査結果の公表	● 水質検査成績書及び毎日検査の記録は、水道事務所で整理保管し、需要者からの求めに応じて、いつでも供覧できるようにしていること。 ● 年間の定期水質検査結果については、水質基準に適合していた場合は、その旨、水質基準に適合していなかった場合は、その結果及び講じた措置等を犬山市広報紙に、掲載することにより、広く需要者に水質検査結果に係る情報を提供する。																										
その他	● 水質管理目標設定項目の検査については、水系毎の個別表による。 ● 原水の水質検査については、原水計画書による。																										

水道事業等名	犬山市水道事業
--------	---------

(令 和 7 年 度) 水 道 水 質 検 査 年 次 計 画 表 ・ 総 括 表

*1 番号	浄水場 (送配水場) 系統名	系統内現 在給水人 口(千人)	毎日 検査 地点数	基 準 項 目 検 査 地 点 (水道水)				(原 水)		備 考
				番号	区 分	名 称	所 在 地	*水源数	地点数	
1	白山浄水場	約13.6	1		毎月・全項目	流公園	犬山市上坂町5丁目176	1	1	
2	城東浄水場	約3.2	1		毎月・全項目	犬山市城東第二子ども未来園	犬山市大字前原字南中根1	3	3	
3	今井配水池	約0.6	1		毎月・全項目	旧今井浄水場	犬山市今井七丁目141	1(1)	0	
4	前原配水池	約4.9	1		毎月・全項目	犬山市池野出張所	犬山市字杵下33-18	1(1)	0	
5	緑ヶ丘配水池	約0.2	1		毎月・全項目	緑ヶ丘南公園	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66	1(1)	0	
6	羽黒浄水場	約11.0	1		毎月・全項目	犬山市羽黒北子ども未来園	犬山市大字羽黒字向浦55-8	2	3	
7	楽田浄水場	約6.1	1		毎月・全項目	下沼団地防火水槽	犬山市字下沼1-9	3	3	
8	楽田東部浄水場	約0.4	1		毎月・全項目	惣作ちびっこ広場	犬山市字惣作58番地42	1	1	
9	犬山配水場	約26.4	1		毎月・全項目	青塚新町町内集積場	犬山市青塚新町50	1(1)	0	
10	四季の丘配水池	約4.9	1		毎月・全項目	犬山市第一加圧所内蛇口	犬山市大字塔野地字田口洞21-10	1(1)	0	
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
					毎月・全項目					
検査地点数合計			10						11	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		白山浄水場	
水源種別		表流水	
浄水処理方法		凝集、沈殿、ろ過、塩素消毒	
給水人口		約13, 600人	
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市上坂町5丁目176 流公園内	西側最末端地域は、浄水場からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で年1回確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
その他		PFOS及びPFOAの検査を年1回とする。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		城東浄水場	
水源種別		深井戸水(3井)	
浄水処理方法		苛性ソーダ注入(pH調整)、塩素消毒	
給水人口		約3, 200人	
水質管理上の留意事項		1 原水のpHが低いため、苛性ソーダの注入に留意する必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスポリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。	
採水箇所	毎日検査	犬山市大字前原字南中根1 犬山市城東第二子ども未来園	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市大字前原字南中根1 犬山市城東第二子ども未来園	南側最末端地域は、浄水場からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で年1回確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
その他		PFOS及びPFOAの検査を年1回とする。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		今井配水池	
水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水	
浄水処理方法		塩素消毒	
給水人口		約600人	
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市今井七丁目141 旧今井浄水場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガ ン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和5年度に検査を行っているため、次回は令和8年度に検査予定である。
	年3回		
その他		ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		前原配水池	
水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水	
浄水処理方法		塩素消毒	
給水人口		約4, 900人	
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市字杵下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市字杵下33-18 犬山市池野出張所	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和6年度に検査を行っているため、次回は令和9年度に検査予定である。
その他	年3回		
		ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		緑ヶ丘配水池	
水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水	
浄水処理方法		塩素消毒	
給水人口		約200人	
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66 緑ヶ丘南公園	西側最末端地域の箇所として確認を行う。
	基準項目検査	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞18-66 緑ヶ丘南公園	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和4年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。
	年3回		
その他		ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		羽黒浄水場	
水源種別		深井戸水(3井)	
浄水処理方法		塩素消毒	
給水人口		約11, 000人	
水質管理上の留意事項		1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含むため、浄水中のトリクロロエチレン濃度と原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスポリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。	
採水箇所	毎日検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市大字羽黒字向浦55-8 犬山市羽黒北子ども未来園	北側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokkろロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजkろロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年2回	トリクロロエチレン	浄水からは検出されていないが、浄水中の濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上げ、年2回の検査とする。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム及びその化合物、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和6年度に検査を行っているため、次回は令和9年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
	その他	トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)とする。 PFOS及びPFOAの検査を年1回とする。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		楽田浄水場	
水源種別		深井戸水(3井)	
浄水処理方法		バッキ処理、塩素消毒	
給水人口		約6, 100人	
水質管理上の留意事項		1 原水(地下水)にトリクロロエチレンを含み、バッキ処理により除去しており、除去効果の確認と、原水水質中の挙動把握を経時的に行っていく必要があること。 2 原水から大腸菌群を検出したことがあり、クリプトスポリジウム対策として、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行っていく必要があること。	
採水箇所	毎日検査	犬山市字下沼1ー9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市字下沼1ー9 下沼団地防火水槽	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokkろロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजkろロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年2回	トリクロロエチレン	バッキ処理を行っているため浄水からは検出されていないが、浄水中の濃度と原水水質中の挙動を経時的に把握するため、頻度を上げ、年2回の検査とする。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和6年度に検査を行っているため、次回は令和9年度に検査予定である。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)、	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
	その他	トリクロロエチレンは年2回(夏季・冬季)とする。 PFOS及びPFOAの検査を年1回とする。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		楽田東部浄水場	
水源種別		深井戸水(1井)	
浄水処理方法		苛性ソーダ注入(pH調整)、塩素消毒	
給水人口		約400人	
水質管理上の留意事項		1 原水のpHが低いため、苛性ソーダの注入に留意する必要があること。	
採水箇所	毎日検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市字惣作58番地42 惣作ちびっこ広場 給水栓	東側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年4回	蒸発残留物	基準値の2/10を越える値を検出しており、原則実施回数(概ね3箇月に1回以上)検査する。
	年1回	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、フッ素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和4年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。 なお、原水検査を年1回行うこととしており、原水検査で、年1回、確認が行われることになる。
	年3回	ジェオスミン(3回/1年)、2-メチルイソボルネオール(3回/1年)	藻類の発生が考えられる夏季に、年3回の検査とする。
その他		PFOS及びPFOAの検査を年1回とする。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		犬山配水場	
水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水	
浄水処理方法		塩素消毒	
給水人口		約26, 400人	
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市青塚新町50 青塚新町町内集積場	南側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市青塚新町50 青塚新町町内集積場	南側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数 低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和4年度に検査を行っているため、今年度検査を実施する。
	年3回		
その他		ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは省略する。 PFOS及びPFOAの検査を年1回とする。	

令和7年度浄水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名		四季の丘配水池	
水源種別		愛知県用水供給事業からの浄水	
浄水処理方法		塩素消毒	
給水人口		約4, 900人	
水質管理上の留意事項			
採水箇所	毎日検査	犬山市大字塔野地字田口洞21－10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域の箇所として確認を行う
	基準項目検査	犬山市大字塔野地字田口洞21－10 犬山市第一加圧所	西側最末端地域は、配水池からの最も遠い地域であり、濃度が上昇する項目について、真の値として評価できる地点のため。
水質基準に関する省令に定める項目の検査回数			
検査回数低減不可	回数	項目	検査回数の設定理由
	月1回	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。
	年4回	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、臭素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられていること。なお、項目は、消毒により、生成する可能性がある項目であること。
	年1回	フッ素及びその化合物、アルミニウム、蒸発残留物	基準値の2/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とする。
	3年に1回	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、陰イオン界面活性剤、フェノール類、非イオン界面活性剤	基準値の1/10以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、3年に1回の検査とする。 前回は、令和6年度に検査を行っているため、次回は令和9年度に検査予定である。
その他	年3回		
		ジェオスミン、2－メチルイソボルネオールは省略する	

令和7年度 犬山市水道事業水質検査業務委託 実施工程表

水質検査実施水系施設

①白山浄水場 ②城東浄水場 ③今井配水池 ④前原配水池 ⑤緑ヶ丘配水池 ⑥羽黒浄水場 ⑦楽田浄水場 ⑧楽田東部浄水場 ⑨犬山配水場 ⑩四季の丘

項目	実施月ごとの数量												合計	系統ごとの数量(0は実施するが全項目に含まれて実質0となるもの)										合計	採水箇所
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		①	②	③	④	★⑤	⑥	⑦	☆⑧	★⑨	⑩		
給水栓水全項目(51項目)		1											1							1			1	⑧	
給水栓水(49項目)ジェオスミン、2MIB除く全項目		2											2				1				1		2	⑤⑨	
毎月検査一般項目(9項目)	10	7	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	117	12	12	12	12	11	12	12	11	11	12	117	毎月検査項目及び消毒副生成物、省略・軽減不可の全地点共通項目 5月の⑤⑧⑨は全項目に含む
消毒副生成物12項目		7			10				10				37	4	4	4	4	3	4	4	3	3	4	37	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		3			1				1			1	6		4				1	1	0			6	②で年4回、⑥⑦⑧で年1回、但し5月の⑧は全項目に含む
フッ素及びその化合物		2											2	1				0				0	1	2	①⑤⑨⑩で年1回、但し5月の⑤⑨は49項目に含む
トリクロロエチレン					2							2	4					2	2					4	⑥⑦で年2回(自主追加項目)
アルミニウム及びその化合物		3											3				1						1	2	④⑩で年1回
カルシウム・マグネシウム等		3											3		1			1	1	0				3	②⑥⑦⑧で年1回、但し5月の⑧は全項目に含む
蒸発残留物		4				3			3			3	13		1		0	4	4	3	0	1		13	⑥⑦⑧で年4回、②⑤⑨⑩で年1回、但し5月の⑤⑨④9項目、⑧は全項目に含む
ジェオスミン				5	5	5							15	3	3			3	3	3				15	
2-メチルイソボルネオール				5	5	5							15	3	3			3	3	3				15	①②⑥⑦⑧で7～9月の間
アンチモン				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
ウラン				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
ニッケル				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①～⑩の水系の給水栓水
1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・ トルエン・1,1,1-トリクロロエタン・ メチルセブチルエーテル				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
ジクロロアセトニトリル・抱水クロラール				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①～⑩の水系の給水栓水
農薬類(115項目)				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
マンガン				5									5	1	1			1	1	1				5	①②⑥⑦⑧の水系の給水栓水
遊離炭酸				4									4		1			1	1	1				4	②⑥⑦⑧の水系の給水栓水
有機物質				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①～⑩の水系の給水栓水
臭気強度				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
ランゲリア指数				1									1					1						1	⑥の水系の給水栓水(3年に1回)
従属栄養細菌				10									10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	①～⑩の水系の給水栓水
PFOS及びPFOA				6									6	1	1			1	1	1	1			6	①、②、⑥、⑦、⑧、⑨の水系の給水栓水(1年に1回)
原水(39項目)					11								11	1	3				3	3	1			11	①の原水、②の1～3号井戸原水、⑥の1～3号井戸原水、 ⑦の1～3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
アンモニア態窒素					11								11	1	3				3	3	1			11	①の原水、②の1～3号井戸原水、⑥の1～3号井戸原水、 ⑦の1～3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
侵食性遊離炭酸					10								10		3				3	3	1			10	②の1～3号井戸原水、⑥の1～3号井戸原水、 ⑦の1～3号井戸原水、⑧の1号井戸原水
嫌気性芽胞菌		10			11				10			10	41	1	12				12	12	4			41	②の1～3号井戸原水、⑥の1～3号井戸原水、 ⑦の1～3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
大腸菌		10							10			10	30		9				9	9	3			30	②の1～3号井戸原水、⑥の2～3号井戸原水、 ⑦の1～3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回
大腸菌(MPN)					1								1	1										1	⑥の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
大腸菌群		10			11				10			10	41	1	12				12	12	4			41	②の1～3号井戸原水、⑥の1～3号井戸原水、 ⑦の1～3号井戸原水、⑧の1号井戸原水で年4回、①の原水で年1回
クリプトスポリジウム					1								1	1										1	①の原水
ジアルジア					1								1	1										1	①の原水
トリクロロエチレン												6	6						3	3				6	⑥の1～3号井戸原水、⑦の1～3号井戸原水
白山浄水場事業所排水 6項目 (pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12												①の事業所排水

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：①白山浄水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。 ・フッ素及びその化合物は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		○		
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		○		
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年		○		
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年		○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年		○		
基15	1，4－ジオキサン	0.05				1回/3年		○		
基16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年		○		
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年		○		
基21	塩素酸	0.6		○		4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06		○		4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1		○		4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		○		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		○		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				1回/3年		○		
基40	蒸発残留物	500				1回/3年		○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年		○		
基42	ジェオスミン	0.00001	○			3回/1年	○	○	○	
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年		○		
基45	フェノール類	0.005				1回/3年		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・原水が河川水なので番号の目5の1,2-ジクロロエタンから目8と目21は省略する。 ・優先度の高い下記項目（農薬を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水クロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 ・目15の農薬類及び目1、目2、目9、目20、目31は県の原水のデータを利用出来るようにする。 ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目5	1，2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1，1，1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－tert－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1，1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/1年	○	○	○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：②城東浄水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 - 検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 - 一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 - 消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 - カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。 - 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、過去3年間に基準値の20%を超過して検出されているため、4回/1年（基本頻度）とする。 - 硬度及び蒸発残留物は、過去3年間に基準値の10%を超過して検出されているため、1回/1年とする。 - 以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		○		
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		○		
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年		○		
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		○		4回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年		○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年		○		
基15	1、4－ジオキサン	0.05				1回/3年		○		
基16	シス－1、2－ジクロロエチレン及びトランス－1、2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年		○		
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年		○		
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06				4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		○		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		○		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年		○		
基42	ジオオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年		○		
基45	フェノール類	0.005				1回/3年		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0				12回/1年	○		○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				1回/3年			○	管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 - 消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない - 優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水コロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 - 目15の農業類及び目1、目2、目5、目7～目9、目20、目21、目23、目27、目29、目31は3年間に1回実施する。 (羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年の頻度で実施する。) - 基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				1回/3年			○	
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1、2－ジクロロエタン	0.004				1回/3年			○	
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				1回/3年			○	
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				1回/3年			○	
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水コロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				1回/3年			○	
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca、Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20			○	1回/1年	○	○	○	
目20	1、1、1－トリクロロエタン	0.3				1回/3年			○	
目21	メチル－t－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				1回/3年			○	
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年			○	
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0			○	1回/3年			○	
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1、1－ジクロロエチレン	0.1				1回/3年			○	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/1年	○	○	○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：③今井配水池

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、省略する。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年		○		
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年		○		
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年		○		
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年		○		
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年		○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年		○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年		○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年		○		
基15	1， 4－ジオキサン	0.05				1回/3年		○		
基16	シス－1， 2－ジクロロエチレン及び トランス－ 1， 2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年		○		
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年		○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年		○		
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年		○		
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06		○		4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1		○		4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年		○		
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年		○		
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年		○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年		○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年		○		
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				1回/3年		○		
基40	蒸発残留物	500				1回/3年		○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年		○		
基42	ジオオスミン	0.00001				0				
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年		○		
基45	フェノール類	0.005				1回/3年		○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基48	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基50	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 - 目3：ニッケル - 目13：ジクロロアセトニトリル - 目14：抱水クロラール - 目22：有機物質(KMnO4) - 目28：従属栄養細菌 ・目15の農業類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。 ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1， 2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1， 1， 1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－ｔ－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1， 1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：④前原配水池

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年(基本頻度)とする。 ・は、過去3年間に基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年(基本頻度)とする。 ・カビ臭物質については、省略する。 ・アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			○	
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年			○	
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年			○	
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年			○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年			○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年			○	
基15	1, 4－ジオキサン	0.05				1回/3年			○	
基16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－ 1, 2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年			○	
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年			○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年			○	
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06		○		4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1		○		4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○			1回/1年	○	○	○	
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年			○	
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			○	
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			○	
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				1回/3年			○	
基40	蒸発残留物	500				1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年			○	
基42	ジオオスミン	0.00001				0				
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年			○	
基45	フェノール類	0.005				1回/3年			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目(農薬を除く)は1回/年実施する。 - 目3：ニッケル - 目13：ジクロロアセトニトリル - 目14：抱水クロラール - 目22：有機物質(KMnO4) - 目28：従属栄養細菌 ・目15の農薬類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。 ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1, 2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－ｵｰﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)			○	1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数(腐食性)	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑤緑ヶ丘配水池

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、省略する。 ・7ヶ素及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	○			
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年	○			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	○			
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1, 4－ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－ 1, 2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06		○		4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1		○		4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年	○			
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				1回/3年	○			
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			
基42	ジオオスミン	0.00001				0				
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度	○			12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水コロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 ・目15の農業類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。 ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1, 2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	1, 1, 2－トリクロロエタン	0.006				0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水コロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－t－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)			○	1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑥羽黒浄水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。 ・蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム等（硬度）は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・トリクロロエレンは、原水において検出されているため、安全確認のため2回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			○	
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年			○	
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年			○	
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			1回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年			○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年			○	
基15	1，4－ジオキサン	0.05				1回/3年			○	
基16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年			○	
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年			○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基19	トリクロロエチレン	0.01				2回/1年	○	○	○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年			○	
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年			○	
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年			○	
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			○	
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			○	
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500		○		4回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年			○	
基42	ジオオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年			○	
基45	フェノール類	0.005				1回/3年			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				1回/3年	○			管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水コロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 ・目15の農業類及び目1、目2、目5、目7～目9、目20、目21、目23、目27、目29、目31は3年間に1回実施する。 (羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年の頻度で実施する。) ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				1回/3年	○			
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1，2－ジクロロエタン	0.004				1回/3年	○			
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				1回/3年	○			
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				1回/3年	○			
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水コロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				1回/3年	○			
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20			○	1回/1年	○	○	○	
目20	1，1，1－トリクロロエタン	0.3				1回/3年	○			
目21	メチル－ｔ－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				1回/3年	○			
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年	○			
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				1回/3年	○			
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1，1－ジクロロエチレン	0.1				1回/3年	○			
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/1年	○	○	○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑦楽田浄水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸体窒素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超えて検出されているため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・トリクロエチレンは、原水において検出されており、エレーションによる低減化処置を行っているため、安全確認のため2回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			○	
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年			○	
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年			○	
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年			○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			1回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年			○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年			○	
基15	1、4－ジオキサン	0.05				1回/3年			○	
基16	シス－1、2－ジクロロエチレン及びトランス－1、2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年			○	
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年			○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基19	トリクロロエチレン	0.01				2回/1年	○	○	○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年			○	
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06				4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年			○	
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年			○	
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			○	
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			○	
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500		○		4回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年			○	
基42	ジオオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年			○	
基45	フェノール類	0.005				1回/3年			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0	○			12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				1回/3年		○		管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水コロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 ・目15の農業類及び目1、目2、目5、目7～目9、目20、目21、目23、目27、目29、目31は3年間に1回実施する。 (羽黒、楽田、城東系統を1箇所づつ1回/3年の頻度で実施する。) ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				1回/3年		○		
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1、2－ジクロロエタン	0.004				1回/3年		○		
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				1回/3年		○		
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				1回/3年		○		
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水コロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				1回/3年		○		
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca、Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20				1回/3年		○		
目20	1、1、1－トリクロロエタン	0.3				1回/3年		○		
目21	メチル－ｔ－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				1回/3年		○		
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				1回/3年		○		
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				1回/3年		○		
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1、1－ジクロロエチレン	0.1				1回/3年		○		
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/1年	○	○	○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑧楽田東部浄水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・ 検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・ 一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・ 消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・ カビ臭物質については、夏季の7.8.9月に実施する。 ・ 蒸発残留物は、過去3年間に基準値の20%を超過して検出されているため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カシウム・マグネシウム等（硬度）は、過去3年間に基準値の10%を超過して検出されているため、1回/1年とする。 ・ 以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	○			
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年	○			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			1回/1年	○	○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8				1回/3年	○			
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1、4－ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シス－1、2－ジクロロエチレン及びトランス－1、2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06	○			4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1	○			4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03				4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年	○			
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	○			1回/1年	○	○	○	
基40	蒸発残留物	500		○		4回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・ 消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・ 優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水コロラール 目22：有機物質（KMnO4） 目28：従属栄養細菌 ・ 基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
基42	ジオオスミン	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				3回/1年	○	○	○	
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度		○		12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度	○			12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・ 消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・ 優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水コロラール 目22：有機物質（KMnO4） 目28：従属栄養細菌 ・ 基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1、2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水コロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農薬類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca、Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				1回/1年	○	○	○	
目19	遊離炭酸	20				1回/1年	○	○	○	
目20	1、1、1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－ｔ－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1、1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/1年	○	○	○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑨犬山配水場

基準項目

番号	検 査 項 目	基 準 値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、省略する。 ・7素及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年	○			
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年	○			
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年	○			
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年	○			
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年	○			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年	○			
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年	○			
基15	1, 4－ジオキサン	0.05				1回/3年	○			
基16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－ 1, 2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年	○			
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年	○			
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年	○			
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年	○			
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06		○		4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03				4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1		○		4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2				1回/3年	○			
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年	○			
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年	○			
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年	○			
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年	○			
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				1回/3年	○			
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年	○			
基42	ジオオスミン	0.00001				0				
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年	○			
基45	フェノール類	0.005				1回/3年	○			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検 査 項 目	目 標 値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水クロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 ・目15の農業類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。 ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1, 2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－t－ブチルエーテル(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				1回/1年	○	○	○	

浄水の水質検査項目と検査頻度

水系施設：⑩四季の丘

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	基準値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
基1	一般細菌	100個/ml				12回/1年	○	○	○	基準項目に係る検査頻度 ・検査頻度は、最小1回/3年以上とする。 ・一般細菌等基本9項目は、12回/年とする。 ・消毒副生成物(12項目)は軽減不可であるため、4回/1年（基本頻度）とする。 ・カビ臭物質については、省略する。 ・フッ素及びその化合物、78ミウム及びその化合物、蒸発残留物については、過去3年間に基準値の10%を超えて検出されているため、1回/1年とする。 ・以上に該当しない項目については、1回/3年とする。
基2	大腸菌	不検出				12回/1年	○	○	○	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003				1回/3年			○	
基4	水銀及びその化合物	0.0005				1回/3年			○	
基5	セレン及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基6	鉛及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01				1回/3年			○	
基8	六価クロム化合物	0.02				1回/3年			○	
基9	亜硝酸態窒素	0.04				1回/3年			○	
基10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01				4回/1年	○	○	○	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				1回/3年			○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8	○			1回/1年	○	○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基14	四塩化炭素	0.002				1回/3年			○	
基15	1, 4－ジオキサン	0.05				1回/3年			○	
基16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－ 1, 2－ジクロロエチレン	0.04				1回/3年			○	
基17	ジクロロメタン	0.02				1回/3年			○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基19	トリクロロエチレン	0.01				1回/3年			○	
基20	ベンゼン	0.01				1回/3年			○	
基21	塩素酸	0.6	○			4回/1年	○	○	○	
基22	クロロ酢酸	0.02				4回/1年	○	○	○	
基23	クロロホルム	0.06		○		4回/1年	○	○	○	
基24	ジクロロ酢酸	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1				4回/1年	○	○	○	
基26	臭素酸	0.01				4回/1年	○	○	○	
基27	総トリハロメタン	0.1		○		4回/1年	○	○	○	
基28	トリクロロ酢酸	0.03		○		4回/1年	○	○	○	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			4回/1年	○	○	○	
基30	ブロモホルム	0.09				4回/1年	○	○	○	
基31	ホルムアルデヒド	0.08				4回/1年	○	○	○	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○			1回/1年	○	○	○	
基34	鉄及びその化合物	0.3				1回/3年			○	
基35	銅及びその化合物	1.0				1回/3年			○	
基36	ナトリウム及びその化合物	200				1回/3年			○	
基37	マンガン及びその化合物	0.05				1回/3年			○	
基38	塩化物イオン	200				12回/1年	○	○	○	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300				1回/3年			○	
基40	蒸発残留物	500	○			1回/1年	○	○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2				1回/3年			○	
基42	ジオオスミン	0.00001				0				
基43	2－メチルイソボルネオール	0.00001				0				
基44	非イオン界面活性剤	0.02				1回/3年			○	
基45	フェノール類	0.005				1回/3年			○	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0		○		12回/1年	○	○	○	
基47	pH値	5.8以上8.6以下				12回/1年	○	○	○	
基48	味	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基49	臭気	異常でない				12回/1年	○	○	○	
基50	色度	5度				12回/1年	○	○	○	
基51	濁度	2度				12回/1年	○	○	○	

管理目標設定項目

番号	検査項目	目標値 (mg/l)	目標値の10%から50%を超過した項目			検査頻度	検査実施予定年度			検査頻度に関する基本的考え方
			10%超過	20%超過	50%超過		R7年度	R8年度	R9年度	
目1	アンチモン	0.02				0				管理目標設定項目に係る検査地点及び検査頻度 ・消毒剤として二酸化塩素を使用しないため、亜塩素酸、二酸化塩素は対象としない ・優先度の高い下記の項目（農業を除く）は1回/年実施する。 目3：ニッケル 目13：ジクロロアセトニトリル 目14：抱水クロラール 目22：有機物質(KMnO4) 目28：従属栄養細菌 ・目15の農業類、目1、目2、目5～目9、目19～目21、目27、目29、目31は県の測定値で確認する。 ・基準項目と重複する項目については、基準項目の検査結果を代用する。
目2	ウラン	0.002P				0				
目3	ニッケル	0.02				1回/1年	○	○	○	
目4	削除					0				
目5	1, 2－ジクロロエタン	0.004				0				
目6	削除					0				
目7	削除					0				
目8	トルエン	0.4				0				
目9	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	0.08				0				
目10	亜塩素酸	0.6				0				
目11	削除					0				
目12	二酸化塩素	0.6				0				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01P				1回/1年	○	○	○	
目14	抱水クロラール	0.02P				1回/1年	○	○	○	
目15	農業類 *	1.0				0				
目16	残留塩素	1.0				0				
目17	硬度(Ca, Mg)	10以上100以下				0				
目18	マンガン	0.01				0				
目19	遊離炭酸	20				0				
目20	1, 1, 1－トリクロロエタン	0.3				0				
目21	メチル－ｵｰﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ(MTBE)	0.02				0				
目22	有機物質(KMnO4)	10(3)		○		1回/1年	○	○	○	
目23	臭気強度(TON)	3TON				0				
目24	蒸発残留物	30以上200以下				0				
目25	濁度	1				0				
目26	pH	7.5				0				
目27	ランゲリア指数（腐食性）	-1～0				0				
目28	従属栄養細菌	2000				1回/1年	○	○	○	
目29	1, 1－ジクロロエチレン	0.1				0				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1				0				
目31	PHOS及びPHOA	0.00005				0				

原水の水質検査項目と検査頻度

検査項目		検査地点	浄水場原水											合計	検査項目・頻度に関する基本的考え方	
			河川水	地下水												
				白山浄水場 原水	城東浄水場			羽黒浄水場			楽田浄水場					楽田東部 浄水場
					1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸	2号井戸	3号井戸	1号井戸	2号井戸	3号井戸			
基準項目	一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	検査項目 ・ 白山浄水場原水は河川水なのでレベル4として扱う。基準項目については消毒副生成物を除いた全項目、管理目標設定項目としては水処理に関する項目(アンモニア態窒素)を検査する。また、クリプトスポリジウム等による汚染に対する対策としてクリプトスポリジウム及びジアルジア、指標菌(大腸菌(MPN)、嫌気性芽胞菌)検査を行う。 ・ 羽黒浄水場1号井戸を除く城東浄水場、羽黒浄水場、楽田浄水場、楽田東部浄水場の原水は地下水であり、過去にクリプトスポリジウム指標菌の検出が無いため、全てレベル2と同等の指標菌検査を行うこととする。基準項目としては、消毒副生成物を除いた全項目、管理目標設定項目としては水処理に関する項目(アンモニア態窒素)及びその他の項目(侵食性遊離炭酸)を検査する。羽黒浄水場1号井戸は、クリプトスポリジウム指標菌の検出に伴い休止しているが、検査は他井戸と同等に実施する。 検査頻度 ＜基準項目、管理目標設定項目＞ ・ 年1回を原則とするが、過去の検査結果等から月1回にまで頻度を高める。 ＜クリプトスポリジウム等検査＞ 原水が河川水である白山浄水場については、1回/年の頻度で検査する。 原水が地下水であるその他の浄水場については、全ての井戸について、4回/年を基本頻度とする。なお、地下水原水については、指標菌検査と同時に大腸菌群についても検査することとする。	
	大腸菌	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	41		
	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	トリクロロエチレン	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	17		
	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	pH値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
その他の項目	アンモニア態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11		
	侵食性遊離炭酸	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
	大腸菌(MPN)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	嫌気性芽胞菌	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	41		
	大腸菌群	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	41		
	クリプトスポリジウム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	ジアルジア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		

農薬類(目15)の対象農薬リスト

項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0. 05 mg/L以下	チオジカルブ	0. 08 mg/L以下
2, 2-DPA (ダラポン)	0. 08 mg/L以下	チオフアネートメチル	0. 3 mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D)	0. 02 mg/L以下	チオベンカルブ	0. 02 mg/L以下
EPN	0. 004 mg/L以下	テフリルトリオン	0. 002 mg/L以下
MCPA	0. 005 mg/L以下	テルブカルブ (MBPMC)	0. 02 mg/L以下
アシュラム	0. 9 mg/L以下	トリクロピル	0. 006 mg/L以下
アセフェート	0. 006 mg/L以下	トリクロルホン (DEP)	0. 005 mg/L以下
アトラジン	0. 01 mg/L以下	トリシクラゾール	0. 1 mg/L以下
アニロホス	0. 003 mg/L以下	トリフルラリン	0. 06 mg/L以下
アミトラズ	0. 006 mg/L以下	ナプロパミド	0. 03 mg/L以下
アラクロール	0. 03 mg/L以下	パラコート	0. 005 mg/L以下
イソキサチオン	0. 005 mg/L以下	ピペロホス	0. 0009 mg/L以下
イソフェンホス	0. 001 mg/L以下	ピラクロニル	0. 01 mg/L以下
イソプロカルブ (MIPC)	0. 01 mg/L以下	ピラゾキシフェン	0. 004 mg/L以下
イソプロチオラン (IPT)	0. 3 mg/L以下	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0. 02 mg/L以下
イプフェンカルバゾン	0. 002 mg/L以下	ピリダフェンチオン	0. 002 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0. 09 mg/L以下	ピリプチカルブ	0. 02 mg/L以下
イミノクタジン	0. 006 mg/L以下	ピロキロン	0. 05 mg/L以下
インダノファン	0. 009 mg/L以下	フィプロニル	0. 0005 mg/L以下
エスプロカルブ	0. 03 mg/L以下	フェニトロチオン (MEP)	0. 01 mg/L以下
エトフェンプロックス	0. 08 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0. 03 mg/L以下
エンドスルファン	0. 01 mg/L以下	フェリムゾン	0. 05 mg/L以下
オキサジクロメホン	0. 02 mg/L以下	フェンチオン (MPP)	0. 006 mg/L以下
オキシシン銅	0. 03 mg/L以下	フェントエート (PAP)	0. 007 mg/L以下
オリサストロビン	0. 1 mg/L以下	フェントラザミド	0. 01 mg/L以下
カズサホス	0. 0006 mg/L以下	フサライド	0. 1 mg/L以下
カフェンストロール	0. 008 mg/L以下	ブタクロール	0. 03 mg/L以下
カルタップ	0. 08 mg/L以下	ブタミホス	0. 02 mg/L以下
カルバリル (NAC)	0. 02 mg/L以下	ブプロフェジン	0. 02 mg/L以下
カルボフラン	0. 0003 mg/L以下	フルアジナム	0. 03 mg/L以下
キノクラミン (ACN)	0. 005 mg/L以下	プレチラクロール	0. 05 mg/L以下
キャプタン	0. 3 mg/L以下	プロシミドン	0. 09 mg/L以下
クミルロン	0. 03 mg/L以下	プロチオホス	0. 007 mg/L以下
グリホサート	2 mg/L以下	プロピコナゾール	0. 05 mg/L以下
グルホシネート	0. 02 mg/L以下	プロピザミド	0. 05 mg/L以下
クロメプロップ	0. 02 mg/L以下	プロベナゾール	0. 03 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	0. 0001 mg/L以下	ブロモブチド	0. 1 mg/L以下
クロルピリホス	0. 003 mg/L以下	ベノミル	0. 02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0. 05 mg/L以下	ペンシクロン	0. 1 mg/L以下
シアナジン	0. 001 mg/L以下	ベンゾビシクロン	0. 09 mg/L以下
シアノホス	0. 003 mg/L以下	ベンゾフェナップ	0. 005 mg/L以下
ジウロン (DCMU)	0. 02 mg/L以下	ベнтаゾン	0. 2 mg/L以下
ジクロベニル (DBN)	0. 03 mg/L以下	ペンディメタリン	0. 3 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0. 008 mg/L以下	ベンフラカルブ	0. 02 mg/L以下
ジクワット	0. 01 mg/L以下	ベンフルラリン (ベスロジン)	0. 01 mg/L以下
ジスルホトン (エチルチオメトン)	0. 004 mg/L以下	ベンフレセート	0. 07 mg/L以下
ジチオカルバメート系農薬	0. 005 mg/L以下	ホスチアゼート	0. 005 mg/L以下
ジチオピル	0. 009 mg/L以下	マラチオン (マラソン)	0. 7 mg/L以下
シハロホップブチル	0. 006 mg/L以下	メコプロップ (MCPPE)	0. 05 mg/L以下
シマジン (CAT)	0. 003 mg/L以下	メソミル	0. 03 mg/L以下
ジメタメトリン	0. 02 mg/L以下	メタラキシル	0. 2 mg/L以下
ジメトエート	0. 05 mg/L以下	メチダチオン (DMTP)	0. 004 mg/L以下
シメトリン	0. 03 mg/L以下	メトミノストロビン	0. 04 mg/L以下
ダイアジノン	0. 003 mg/L以下	メトリブジン	0. 03 mg/L以下
ダイムロン	0. 8 mg/L以下	メフェナセツト	0. 02 mg/L以下
ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート (MITC)	0. 01 mg/L以下	メプロニル	0. 1 mg/L以下
チアジニル	0. 1 mg/L以下	モリネート	0. 005 mg/L以下
チウラム	0. 02 mg/L以下		